

東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可(次世代ネットワークにおける網終端装置の増設メニューの追加)について

(諮問第3099号)

<目 次>

1	諮問書	1
2	申請概要	2
3	審査結果	6

別添

- 接続約款変更認可申請書 (写) (東日本)
- 接続約款変更認可申請書 (写) (西日本)



諮問第3099号

平成29年12月22日

情報通信行政・郵政行政審議会

会長 多賀谷 一照 殿

総務大臣 野田 聖子

諮 問 書

東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社から、平成29年12月18日付け東相制第17-00083号及び西設相制第000086号により、電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第33条第2項の規定に基づく接続約款の変更の認可申請があった。

これらについて審査した結果、同条第4項各号のいずれにも適合していると認められるため、同条第2項の規定により認可することとしたい。

上記のことについて、同法第169条第1号の規定により諮問する。

以上

I 申請概要

1. 申請者

東日本電信電話株式会社(以下「NTT東日本」という。)

代表取締役社長 山村 雅之

西日本電信電話株式会社(以下「NTT西日本」という。)

代表取締役社長 村尾 和俊

(以下NTT東日本及びNTT西日本を「NTT東日本・西日本」という。)

2. 申請年月日

平成29年12月18日(月)

3. 実施予定期日

認可後、準備が整い次第実施。

4. 概要

インターネット接続のために接続事業者がNTT東日本・西日本の次世代ネットワーク(以下「NGN」という。)と接続する際にNGNに設置される網終端装置について、接続事業者の要望により増設するメニューを新たに設定するため、接続約款の変更を行うものである。

II 主な変更内容

1. 変更の経緯

光ファイバインターネット接続サービスなどのIP通信の役務(卸電気通信役務を含む。)の提供のためにNGNに他事業者が接続する方式として、現状、PPPoE(Point-to-Point Protocol over Ethernet)とIPoE(Internet Protocol over Ethernet)の両方式が並存している。

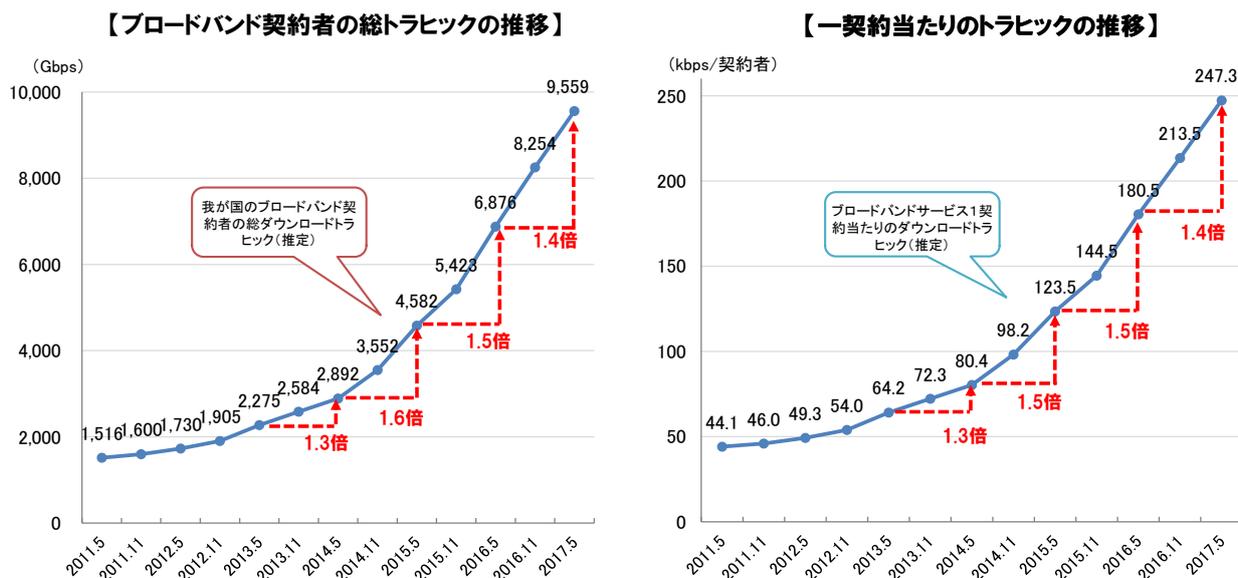
インターネットトラフィックが年間1.4~1.5倍の速度で増加する中で、NGNの関門系ルータ(※1)の十分な能力を確保することが課題となっているが、現状ではIPoE方式の関門系ルータの増設が接続事業者の要望により行われるのに対し、PPPoE方式では関門系ルータの増設がNTT東日本・西日本の判断によるもの(※2)となっているため、PPPoE方式においてトラフィックの急増に対してネットワーク側において十分な対応をすることが困難な状況にあるとの指摘がなされてきた。

これについて、先般意見募集(パブリックコメント)を行った、諮問第3096号に係る省令等改正案(※3)に対する意見において、NTT東日本・西日本から、網終端装置(本資料ではPPPoE方式の関門系ルータを指す。以下同じ。)を接続事業者の要望により増設するメニューを新設する旨の表明があったところ、今般、これを実現するため、NTT東日本・西日本から接続約款の変更の申請があったものである。

※1 エッジルータとも呼称。

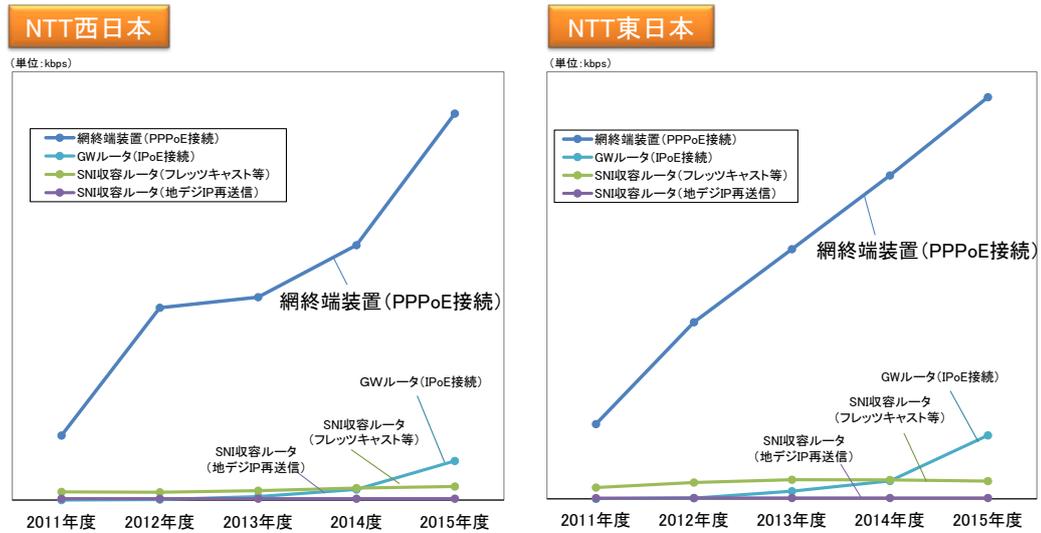
※2 接続事業者の要望を受け、NTT東日本・西日本がその設定する基準により判断。

※3 電気通信事業法施行規則等の一部改正(第一種指定電気通信設備との円滑な接続の確保等のための接続ルールの整備)



(出所)総務省「我が国のインターネットにおけるトラフィックの集計結果(2017年5月分)」

【エッジルータにおける実績トラフィックのトレンド】

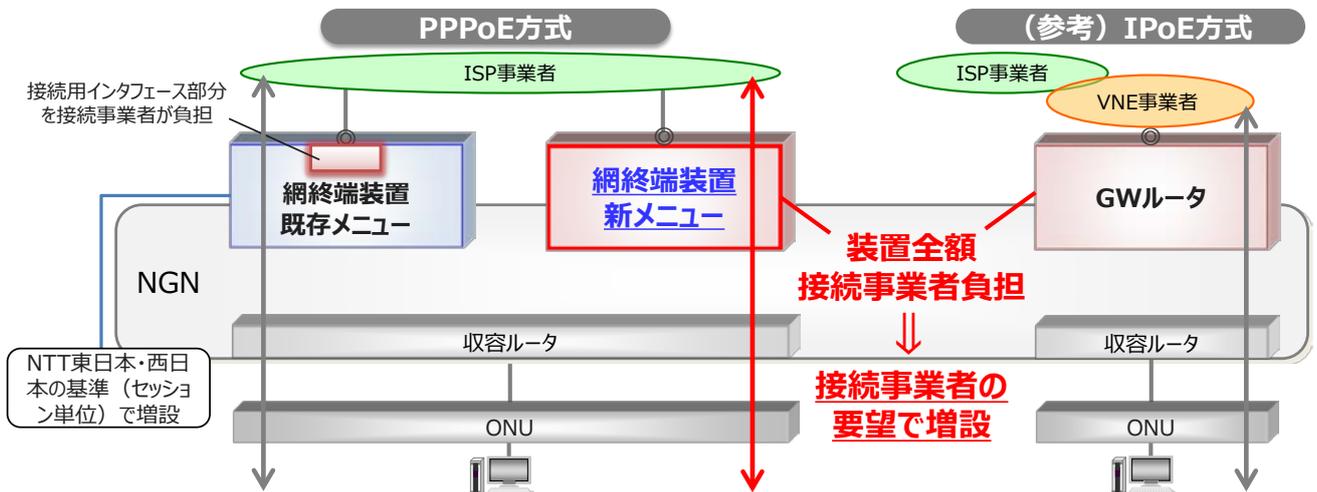


(出所) 接続料の算定に関する研究会第5回会合 参考資料5-1 16,17頁を基に総務省作成

2. 変更の概要

NGNの網終端装置については、これまでNTT東日本・西日本がその設定する基準により増設を判断することとされてきた。

今般の変更は、このメニューに加え、その増設が接続事業者の要望により行われるメニューを新設するものである。また、増設に係る接続料は、網改造料として要望事業者が個別負担する。



(出所) 接続料の算定に関する研究会第8回会合 NTT東日本・西日本提出資料(資料8-3) 27頁を基に総務省作成

3. その他

NTT東日本・西日本においては、本申請の認可後、準備が整い次第、接続事業者に本件増設に係る機能の提供を開始する予定。

なお、既存メニューの網終端装置については、諮問第3096号に係る省令等改正により、関門系ルータ交換機能と位置付けられNTT東日本・西日本の増設基準の基本的事項が接続約款に明記されることとなる(増設に制約がある場合)。

審査結果

電気通信事業法施行規則(昭和60年郵政省令第25号。以下「施行規則」という。)、第一種指定電気通信設備接続料規則(平成12年郵政省令第64号。以下「接続料規則」という。)及び電気通信事業法関係審査基準(平成13年1月6日総務省訓令第75号。以下「審査基準」という。)の規定に基づき、以下のとおり審査を行った結果、認可することが適当と認められる。

審査事項	審査結果	事由
1 施行規則第23条の4第1項で定める箇所における技術的条件が適正かつ明確に定められていること。(審査基準第15条(1)ア)	—	変更事項なし
2 接続料規則第4条で定める機能ごとの接続料が適正かつ明確に定められていること。(審査基準第15条(1)イ)	—	変更事項なし
3 第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者及び当該指定電気通信設備とその電気通信設備を接続する他の電気通信事業者の責任に関する事項が適正かつ明確に定められていること。(審査基準第15条(1)ウ)	—	変更事項なし
4 電気通信役務に関する料金を定める電気通信事業者の別が適正かつ明確に定められていること。(審査基準第15条(1)エ)	—	変更事項なし
5 他事業者が接続の請求等を行う場合において、①必要な情報の開示を受ける手続、②接続の請求への回答を受ける手続、③協定の締結及び解除の手続、④情報開示に係る標準的期間、⑤接続の請求から回答・接続が開始されるまでの標準的期間等が適正かつ明確に定められていること。(審査基準第15条(1)オ(施行規則第23条の4第2項第1号))	—	変更事項なし
6 他事業者が接続に必要な装置を建物、管路、とう道、電柱等に設置等する場合において、①情報の開示を受ける手続、②設置の可否等について回答を受ける手続、③他事業者が工事又は保守を行う場合の手続、④工事又は保守に他事業者が立会いをする手続、⑤工事に係る標準的期間、⑥設置する場所に関して他事業者が負担すべき金額、⑦工事等に関して他事業者が負担すべき金額等が適正かつ明確に定められていること。(審査基準第15条(1)オ(施行規則第23条の4第2項第2号))	—	変更事項なし
7 他事業者が屋内配線設備(共同住宅等に設置される設備に限る。)を利用する場合において、①工事を行う手続、②負担すべき金額、③利用する場合の条件が適正かつ明確に定められていること。(審査基準第15条(1)オ(施行規則第23条の4第2項第3号))	—	変更事項なし
8 第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が工事、保守又は料金の請求若しくは回収その他第一種指定電気通信設備との接続に係る業務を行う場合に、これに関して他事業者が負担すべき能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えた金額に照らし公正妥当なものが適正かつ明確に定められていること。(審査基準第15条(1)オ(施行規則第23条の4第2項第4号))	適	接続約款料金表の網改造料欄において「IP通信網終端装置においてPPPoE方式による接続を行うための機能」に係る網改造料として規定されており、第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が第一種指定電気通信設備との接続に係る業務を行う場合に、これに関して他事業者が負担すべき能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えた金額に照らし公正妥当なものが適正かつ明確に定められているものと認められる。

9 第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者及び他事業者がその利用者に対して負うべき責任に関する事項が適正かつ明確に定められていること。(審査基準第 15 条(1)オ(施行規則第 23 条の4第2項第5号))	—	変更事項なし
10 法第8条第1項の重要通信の取扱方法が適正かつ明確に定められていること。(審査基準第 15 条(1)オ(施行規則第 23 条の4第2項第6号))	—	変更事項なし
11 他事業者が接続に関して行う請求及び第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が当該請求に対して行う回答において用いるべき様式が適正かつ明確に定められていること。(審査基準第 15 条(1)オ(施行規則第 23 条の4第2項第7号))	—	変更事項なし
12 他事業者と協議が調わない場合のあっせん又は仲裁による解決方法が適正かつ明確に定められていること。(審査基準第 15 条(1)オ(施行規則第 23 条の4第2項第8号))	—	変更事項なし
13 光信号端末回線伝送機能であって光信号分離装置を用いて光信号伝送用の回線により通信を伝送するものを使用する場合にあっては、第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が一の光配線区画において、光信号伝送用の回線を各電気通信事業者の光信号分離装置に収容する際に当該電気通信事業者の光信号分離装置が設置されている場合の当該光信号分離装置に光信号伝送用の回線を収容する条件が適正かつ明確に定められていること。(審査基準第 15 条(1)オ(施行規則第 23 条の4第2項第9号))	—	変更事項なし
14 番号ポータビリティ機能の接続料について、接続料規則第 15 条の2ただし書の規定によるときは、固定端末系伝送路設備を直接収容する交換等設備を設置する電気通信事業者が当該機能の接続料を負担すべき電気通信事業者から当該機能の接続料の額に相当する金額を取得し、当該機能の接続料を第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者に支払うことを確保するために必要な事項が適正かつ明確に定められていること。(審査基準第 15 条(1)オ(施行規則第 23 条の4第2項第 10 号))	—	変更事項なし
15 各号に掲げるもののほか、他事業者の権利又は義務に重要な関係を有する電気通信設備の接続の条件に関する事項があるときは、その事項が適正かつ明確に定められていること。(審査基準第 15 条(1)オ(施行規則第 23 条の4第2項第 11 号))	適	他事業者の権利又は義務に重要な関係を有する電気通信設備の接続の条件に関する事項が、適正かつ明確に定められているものと認められる。
16 有効期間を定めるときは、その期間が適正かつ明確に定められていること。(審査基準第 15 条(1)オ(施行規則第 23 条の4第2項第 12 号))	—	変更事項なし
17 接続料が接続料規則に定める方法により算定された原価に照らし公正妥当なものであること。(審査基準第 15 条(2))	—	変更事項なし
18 接続の条件が、第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者がその指定電気通信設備に自己の電気通信設備を接続することとした場合の条件に比して不利なものでないこと。(審査基準第 15 条(3))	適	本件申請において、自己の電気通信設備を接続することとした場合の条件に比して不利なものとする旨の記載は認められない。
19 特定の電気通信事業者に対し不当な差別的取扱いをするものでないこと。(審査基準第 15 条(4))	適	本件申請において、特定の電気通信事業者に対し不当な差別的取扱いをする旨の記載は認められない。

別添



接続約款変更認可申請書

東相制第(7-0008)号
平成29年12月18日

総務大臣
野田 聖子 殿

郵便番号 163-8019

とうきょうとしんじゅくにしんじゅくさんちようめ

住所 東京都新宿区西新宿三丁目19-2

名称及び代表者の氏名

ひがしにっぽんでんしんでんわかぶしがいしゃ

東日本電信電話株式会社

やまむら まさゆき

代表取締役社長 山村 雅之

登録年月日及び登録番号

平成16年4月1日 第233号

電気通信事業法第33条第2項の規定により、別紙のとおり接続約款の変更の認可を受けたいので申請します。

実施期日	認可を受けた後、当社の準備が整い次第、実施します。
------	---------------------------

電気通信事業法第33条第2項に基づく第1種指定電気通信設備との接続に関する契約約款の一部改正

旧		新	
第2 網改造料	第2 網改造料	第2 網改造料	第2 網改造料
1 適用 (略)	1 適用 (略)	1 適用 (略)	1 適用 (略)
1-1 網改造料の対象となる機能	1-1 網改造料の対象となる機能	1-1 網改造料の対象となる機能	1-1 網改造料の対象となる機能
区分	区分	区分	区分
(1)~(50) (略)	(1)~(50) (略)	(1)~(50) (略)	(1)~(50) (略)
(51) IP通信網との接続に係る機能 (IPoE接続に係るものを除く)	ア IP通信網終端装置に協定事業者との接続 (PPPoE方式により行うものに限ります。) のためのインタフェースを付与する機能 イ IP通信網間接続装置に協定事業者との接続のためのインタフェースを付与する機能 ウ IP通信網終端装置においてPPPoE方式による接続を行うための機能	ア IP通信網終端装置に協定事業者との接続 (PPPoE方式により行うものに限ります。) のためのインタフェースを付与する機能 イ IP通信網間接続装置に協定事業者との接続のためのインタフェースを付与する機能 ウ IP通信網終端装置においてPPPoE方式による接続を行うための機能	ア IP通信網終端装置に協定事業者との接続 (PPPoE方式により行うものに限ります。) のためのインタフェースを付与する機能 イ IP通信網間接続装置に協定事業者との接続のためのインタフェースを付与する機能 ウ IP通信網終端装置においてPPPoE方式による接続を行うための機能
備考 (略)	備考 (略)	備考 (略)	備考 (略)

附 則

(実施時期)

1 この改正規定は、認可を受けた後、当社の準備が整い次第、実施します。
(網改造料に関する経過措置)

2 料金表第1表第2 (網改造料) 第51欄(ウ欄)の接続は、PPPoE方式による接続としている協定事業者が設置を申し込む場合において、専ら協定事業者の要望により設置するもので当社が別に定めるものとし、同欄ア欄の対象となるIP通信網終端装置は、ウ欄の対象となるIP通信網終端装置を除きます。



接続約款変更認可申請書

西設相制第000086号
平成29年12月18日

総務大臣
野田 聖子 殿

郵便番号 540-8511

おおさかふおおさかしちゆうおうくばんぽちよう

住所 大阪府大阪市中央区馬場町3番15号

名称及び代表者の氏名

にしにっぽんでんしんでんわかぶしがいしゃ

西日本電信電話株式会社

むらお かす

代表取締役社長 村尾 和



登録の年月日及び番号

平成16年4月1日 第234号

電気通信事業法第33条第2項の規定により、別紙のとおり接続約款の変更の認可を受けたいので申請します。

実施期日	認可を受けた後、当社の準備が整い次第、実施します。
------	---------------------------

電気通信事業法第33条第2項に基づく第1種指定電気通信設備との接続に関する契約約款の一部改正

旧

第2 網改造料		備考	
1 適用 (略)			(略)
1-1 網改造料の対象となる機能			
区分			
(1)~(52) (略)			
(53) IP通信網との接続に係るインタフェース機能	ア IP通信網終端装置に協定事業者との接続(PPP方式により行うものに限ります。)のためのインタフェースを付与する機能	(7) (4) 以外の場合 (4) IP通信網との接続をIPv6アドレスのみにより行う場合	——
	イ IP通信網間接続装置に協定事業者との接続のためのインタフェースを付与する機能		

新

第2 網改造料		備考	
1 適用 (略)			(略)
1-1 網改造料の対象となる機能			
区分			
(1)~(52) (略)			
(53) IP通信網との接続に係る機能(IPoE接続に係るものを除く)	ア IP通信網終端装置に協定事業者との接続(PPP方式により行うものに限ります。)のためのインタフェースを付与する機能	(略)	——
	イ IP通信網間接続装置に協定事業者との接続のためのインタフェースを付与する機能		
	ウ IP通信網終端装置においてPPP方式による接続を行うための機能		

附 則

(実施時期)

- 1 この改正規定は、認可を受けた後、当社の準備が整い次第、実施します。
(網改造料に関する経過措置)
- 2 料金表第1表第2 (網改造料) 第53欄ウ欄の対象となるIP通信網終端装置は、PPP方式による接続をしている協定事業者が設置を申し込む場合において、専ら協定事業者の要望により設置するもので当社が別に定めるものとし、同欄ア欄の対象となるIP通信網終端装置は、ウ欄の対象となるIP通信網終端装置を除きます。